

船舶事故調査報告書

平成24年11月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年9月18日（日） 06時18分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市猿島北東方沖 横須賀市所在の横須賀港東北防波堤東灯台から真方位110°4, 500m付近 （概位 北緯35°18.3′ 東経139°43.3′）
事故調査の経過	平成23年9月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート あんちゃん、3.2トン 232-40432千葉、個人所有 6.35m×2.51m×1.46m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成21年8月 B モーターボート ペがさず3、2.8トン 235-45713神奈川、個人所有 6.56m×2.43m×1.35m、FRP ディーゼル機関、60.31kW、平成17年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年3月26日 免許証交付日 平成22年3月26日 （平成27年3月25日まで有効） B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月22日 免許証交付日 平成21年6月1日 （平成26年6月20日まで有効）
死傷者等	A 重傷 2人（船長A及び同乗者A） B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首スタンション曲損、船首部擦過傷、プロペラの一部欠損 B 左舷中央部破口、操舵室上部欠損等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者Aほか1人を乗せ、猿島

	<p>に向けて航行中、第2海堡西方の浦賀水道航路（以下「航路」という。）を横切ろうとして第2海堡付近で北上する大型船の通過待ちをした。</p> <p>船長Aは、大型船通過後、航路を航行する船舶を視認しなかったことから、手動操舵で約25～30ノット（kn）の対地速力として航路を横断し、南西進した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、神奈川県横浜市所在のマリーナを出航し、横須賀港久里浜に向けて東京湾を南進した。</p> <p>B船は、対地速力約17～18knで手動操舵として航路の西側を航路に沿って南東進中、航路を南東進する約5,000～6,000トンのタンカー（以下「本件タンカー」という。）と並び、本件タンカーを猿島北東方沖で追い越して1～2分経った平成23年9月18日06時18分ごろA船の船首部と左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、大型船通過後、船首方を見て他船を視認しなかったことから、近くに他船はいないものと思い、航路を通過した大型船の航走波を受けたので、増速したり、減速したりを繰り返しながら航行し、衝突するまでB船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、波によって左右に変化する船首方位を舵で微調整しながら、目標地点に向けてまっすぐに進むことに注意を向け、衝突するまでA船に気付かなかった。</p> <p>A船は、同乗者の負傷と船体の損傷状況を確認したのち、自力で横須賀港に着岸し、B船は、所属するマリーナの救助艇によって同マリーナへえい航され、同乗者A及び船長Bは、巡視船に移乗し、救急車で病院へ搬送された。</p> <p>船長Aは右鎖骨遠位端骨折を、同乗者Aは右鎖骨骨折及び右頬挫裂創を、船長Bは右足関節外果骨折、頭部挫創及び左肩打撲挫傷をそれぞれ負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北西流約1.1kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故発生場所付近の海域における船舶自動識別装置（AIS）の記録によれば、船長Aが目撃した大型船はフィリピン共和国籍のコンテナ船であったが、船長Bが目撃したとする本件タンカーについては確認できなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、横須賀港沖において、大型船の通過待ちをしたのち、航路を横断して南西進中、船長Aが、近くに他船はいないものと思い込み、B船に気付かずに航行したことから、B船と衝突したものと考え</p>

	<p>られる。</p> <p>B船は、横須賀港沖を航路の西側に沿って南東進中、船長Bが、目標地点に向かってまっすぐに進むことに注意を向けて航行したことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、横須賀港沖において、A船が南西進中、B船が南東進中、船長Aが、近くに他船はいないものと思い込み、B船に気付かずに航行し、また、船長Bが目標地点に向かってまっすぐに進むことに注意を向けて航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型船との出会いによって死角を生じた場合は、死角の中に他船がいることを想定した慎重な見張りを行うこと。